

児童クラブ入会選考方法について

燕市教育委員会
学校教育課

児童クラブの入会決定にあたっては、次のとおり選考を行います。
下記事項をよくお読みのうえ、裏面の「優先順位点数表」を記入してください。

(Ⅰ)年度当初の申し込みの場合

1. 最初に申込者全員を児童クラブ単位で集計します。
2. 受入可能人員を超えていない児童クラブは、そのまま入会していただきます。
3. 受入可能人員を大きく超えて申し込みがあった場合、下記事項について優先度を点数化し、決定します。
 - (1) 保護者の就労状況(勤務時間、勤務場所等)
 - (2) 在宅の親族状況
 - (3) ひとり親世帯(母子・父子世帯等)の児童
 - (4) 学年齢の低い児童(新1年生など)※ 同じ世帯で既入会児童の兄弟姉妹の入会(増員)を希望されたときには、既入会児童の退会をお願いする場合があります。
4. 選考により入会できなかった児童については、「入会予約名簿」に登録することができます。

(Ⅱ)年度途中の申し込みの場合

1. 受入可能人員を超えてない児童クラブについては、申込順により決定します。
2. 受入可能人員を大きく超えた児童クラブについては、(Ⅰ)4と同様に「入会予約名簿」に登録できます。
空きがでた場合、登録児童の中から優先順を考慮して決定します。

燕市児童クラブ入会優先順位点数表

【記入の説明】

- ①該当する「基準指数」欄に「○」をつけ、総合点数を記入してください。
- ②保護者(またはそれに代わる人)のうち、基準指数の総合点数が低い人を記入してください。
(例)お父さんの総合点数6点 > **お母さんの総合点数4点** ⇒ お母さんを記入する。
- ③裏面の「児童クラブ入会選考方法について」をお読みのうえ記入してください。

児童クラブ名			
フリガナ		学年	年
児童名			
フリガナ		電話番号	
記入者			

入会審査基準指数

就労等の類型	《保護者(またはそれに代わる方)の状況のうち、いずれかの指数の低い者》			基準指数
就労	外勤(自営外勤含む)	週5日以上	8時間以上	10
			5時間以上8時間未満	9
			3時間以上5時間未満	8
	自営	週5日以上	7時間以上	9
			4時間以上7時間未満	8
			2時間以上4時間未満	7
	内職	週5日以上(1日7時間以上に限る)		6
疾病・障害等	入院・重度障害・常時病臥			10
技能習得等	※外勤に準ずる。			

調整指数

①世帯数	在宅の同居親族がいる。	-3
	在宅の親族が同一敷地内にいる。	-2
	在宅の親族が近隣(自宅から概ね500メートル以内)にいる。	-1
	ひとり親世帯。	+1

※親族とは就労していない18歳以上の者で、主として祖父母をいう。

※親族が疾病、就労等の場合は、証明があれば調整しない。

②学年	1年生	0
	2年生	-1
	3年生	-2
	4年生	-3
	5年生	-4
	6年生	-5

③就労等の終了時間	就労等に必要時間が、日常的に3時までの場合。	-1
※1年生は対象外。		

総合点数